

～電子取引データの保存要件が緩和されます～ 電帳法を正しく理解し適切に対応しましょう!!

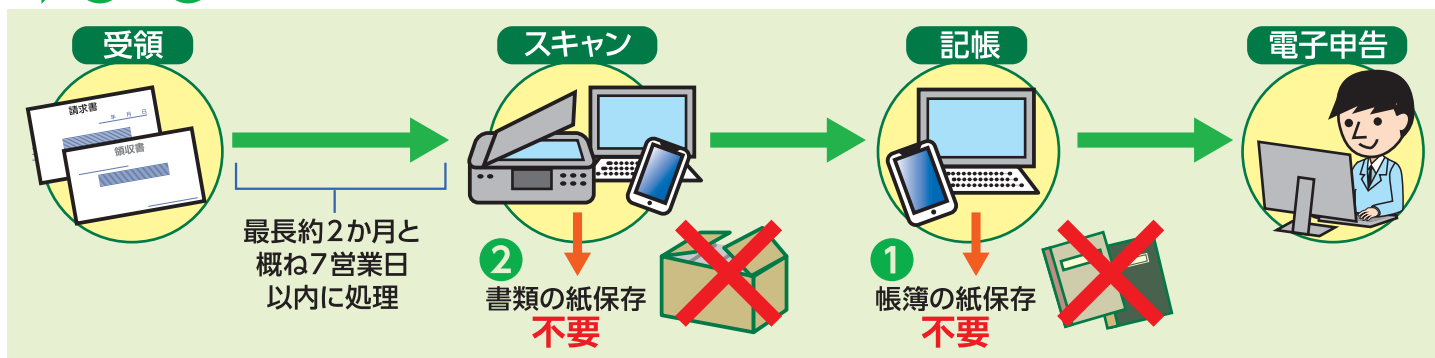
電子帳簿保存法とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

	① 電子帳簿等保存 パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度	2022年1月より要件緩和 事前承認も不要!
	② スキャナ保存 取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度	
	③ 電子取引データの保存 メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度	2024年1月以降も 多くの中小企業が 従前の保存方法でOK!

中小企業の経理実務に即した措置が講じられました(裏面参照)

➡ ①と②により、一連の経理業務をペーパーレス化することができます!



1 電子帳簿等保存

一定の要件により、過少申告加算税の軽減措置等の優遇あり

<対象>

- ・自社がパソコン等で作成した
 - ✓ 帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、売上帳等)
 - ✓ 決算関係書類(損益計算書、貸借対照表等)
 - ✓ 取引相手に交付する書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書等の控え)

2 スキャナ保存

タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存等の対応が必要

<対象>

- ・取引相手から受け取った書類
- ・自社が作成して取引相手に交付する書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書等)

3 電子取引データの保存 (多くの中小企業が従前の保存方法のままでOK!)

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、I.改ざん防止措置や、II.検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、下記のとおり要件が緩和されます。

<令和5年度税制改正による要件緩和 (一部抜粋)>

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	・ 出力書面を日付等ごとに整理して保存 (売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・ 税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等		不要	不要	・ 出力書面の保存 ・ 税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)

➡ システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記I、IIの要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、**多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。**

<参考: 電子取引の対象>

・ 電子データにより受領・送付した請求書・領収書・契約書・見積書など

- 【例】 ✓ 電子メールの添付ファイルやクラウドサービスで送受信した請求書
✓ ショッピングサイトで購入した商品のサイトなどからダウンロードした領収書

<参考: 電子取引データの保存要件>

I.改ざん防止措置

→ データが改ざんされていないという真実性を確保する観点から求められる要件

- 【例】 ✓ タイムスタンプの付与
✓ 事務処理規程を定めて守る

II.検索機能の確保

→ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする要件

- 【例】 ✓ システムを導入
✓ 表計算ソフトで索引簿を作成

詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。
商工会議所では、今後も電子帳簿保存法に関する情報発信や講習会の開催等を予定しています。

お気軽に
ご相談ください

